

令和7年度



能勢放課後
児童クラブ
し お り

能勢町

令和6年11月

目 次

- ☆ 放課後児童クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3
- ☆ 入会手続き・保育料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～8
- ☆ 放課後児童クラブでの生活について・・・・・・・・・・ 9～13
- ☆ 緊急時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～15
- ☆ 一日の生活のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ☆ 放課後児童クラブからのお願いについて・・・・・・・・ 17
- ☆ 放課後児童クラブ一時的保育事業の利用について・ 18～19



放課後児童クラブの概要

放課後児童クラブとは・・・

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）とは、保護者が就労・疾病等の理由で昼間家庭にいない小学生（義務教育学校前期課程の児童を含む。以下同じ。）の児童に対して、平日の小学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）内での生活に続く、放課後や長期休暇（夏休み等）に遊びや生活の場を提供し、育成支援を図るとともに、保護者の就労支援および児童の安全確保を図ることを目的としています。

1. 指導指針

- ☆ 児童が安全に心地よく過ごせる集団生活の場を作ります。
- ☆ 多様性の時代の中で一人ひとりが輝ける育成支援を行います。
- ☆ 年齢の異なる友達が一緒に遊ぶことにより、児童同士で助け合うことのできる関係づくりの援助を行います。

2. 保育理念

児童クラブでは、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、保護者が安心して児童を預けられる場所を目指し、以下の保育理念を掲げています。



3. 入会の要件

能勢町立能勢ささゆり学園の1年生から6年生までの児童のうち、児童クラブでの集団生活が可能な児童であって、かつ保護者および同居の親族等が下記の理由により、放課後児童の監護（面倒を見ること）ができないと認められること。

① 家庭外で労働（※）することを常態としていること。
② 家庭内で児童と離れ労働（※）することを常態としていること。
③ 妊娠中である、または出産後間がないこと。（産前・産後8週間）
④ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がい有していること。
⑤ 同居または長期入院している親族を常時介護・看護していること。
⑥ 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑦ 学生であること。

※労働とは、週4日以上かつ1日4時間以上就労し、放課後（午後3時以降）まで就労している、またはそれに類似する状態を指します。

※長期保育で申請される場合は、週4日以上かつ1日の就労時間が開所時間（午前8時半から午後7時まで）中4時間以上であることが要件となります。

4. 開設場所

能勢ささゆり学園 ゲート棟内
（能勢町平野110番地、定員70名）



5. 開室日・開室時間

月曜日～金曜日（通常学期中）	放課後～午後7時
始業式・終業式・入学式・卒業式	学校終了後～午後7時
春・夏・秋・冬休み	午前8時30分～午後7時
土曜日（春・夏・冬休み期間のみ）	午前8時30分～午後5時30分

6. 閉室日・閉室期間

☆開設しない日は次のとおりです。

① 土曜日（春・夏・冬休み期間を除く。）、日曜日、祝日
② 年末年始（12月29日～翌年1月3日）
③ 気象警報や災害等で能勢ささゆり学園が休校となった日
④ その他町長が必要と認める日

※その他緊急時や学校の運営等により、上記①～④にかかわらず帰宅させることがあります。

- ・児童に危害が及ぶような事態の発生
- ・インフルエンザ等による学級、学年、学校閉鎖
- ・大雨等の気象警報発表時
- ・その他学校の運営の都合 等



7. 利用形態

児童クラブの利用には、次の 3 種類の利用方法がありますので、ご家庭の事情に合わせてご利用ください。

ただし、常時保育・長期保育の利用には、保護者の就労等の条件が必要です。
（「3. 入会の要件」のとおり）

① 常時保育	平日の放課後、長期休業日ともに利用
② 長期保育	長期休業日のみ利用 ※始業式・終業式等は長期保育に含まれません。 （一時的保育をご利用ください。）
③ 一時的保育	緊急時など1日単位での利用 （詳細は18ページをご覧ください。）



入会手続き・保育料等

1. 申込みに必要な書類

① 放課後児童クラブ入会申請書（様式第 1 号）

- ・ 入会する児童ごとに提出が必要です。（きょうだいがいる場合は複数枚）
- ・ 裏面の入会児童関係調書も必ず記入してください。（斜線部分は記入不要）

② 勤務証明書（様式第 2 号）・自営業等証明書（様式第 3 号）・ 入院等証明書（様式第 4 号）等 のいずれか 1 種類（全ての保護者のもの）

- ・ 就労の場合は、保護者の勤務証明書・自営業等証明書に勤務先等で証明を受けてください。
- ・ 内職の場合は、勤務証明書に発注元で証明を受けてください。
- ・ 病気・看護の場合は、入院等証明書等に医師の証明を受けてください。
※医療機関任意様式の診断書（原本）でも可。
- ・ 出産の場合は、母子手帳の写しを添付してください。
- ・ 一度に複数人の入会申請を行う場合は、1 セットで構いません。
（きょうだい人数分の勤務証明書等を用意する必要はありません。）

③ （別紙様式 1）児童状況票・健康カード

- ・ 入会する児童ごとに提出が必要です。（きょうだいがいる場合は複数枚）

④ （別紙様式 2）個人情報の取扱いに関する同意書

- ・ 一度に複数人の入会申請を行う場合は、1 枚で構いません。（連名で記入可）

⑤ 児童クラブ保育料減免申請書（様式第 11 号）

- ・ 保育料の減免制度（P.6）に該当し、減免を希望する場合のみ提出してください。
（一時的保育を除く。）
- ・ 減免申請事由によって添付書類が異なります。（生活保護受給証明書、市区町村民税課税証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など）
- ・ 一度に複数人の減免申請を行う場合は、1 枚で構いません。

⑥ 能勢放課後児童クラブ保育料口座振替依頼書（様式第 6 号）

- ・ 保育料の納付方法を「口座振替」で希望される場合はご提出ください。
- ・ 取扱金融機関は、池田泉州銀行（本店・各支店）です。
- ・ 一度に複数人の振替依頼を行う場合は、1 セットで構いません。

2. 入会の決定

児童クラブ入会許可書の発送をもって、入会の決定とします。

※受付期間内に入会申込みをされた場合で、入会希望者が定員（70 名）を超過した場合は、利用調整を行ったうえで入会を決定します。（先着順ではありません。）

※利用調整により、入会不許可となった児童は、利用待機児童として取り扱います。

3. 入会許可の取消し等について

入会決定後に下記のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、入会許可を取り消し、または出席を停止します。

①入会資格を有しないとき、または喪失したとき

②正当な理由がなく、3か月分以上保育料を滞納しているとき

③正当な理由がなく90日以上の欠席が続いているとき（特別な事由がある場合を除く。）

④開室時間を超えてのお迎えが常態化しているとき

⑤児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行ったとき

⑥支援員の指示に従わず児童クラブの運営に著しく支障があるとき

⑦その他、町長が必要と認めたとき

（例）

- ・連続して30日を超える無断欠席が見られたとき
- ・長期保育利用者で、秋休みを除く各長期休暇において1日も利用が見られないとき
- ・一定期間利用がない状態が続くと見込まれるとき 等

4. 関係機関との連携について

児童の健全育成とご利用に当たっての安全確保のため、必要に応じて児童クラブが学校等の関係機関と、児童や家庭の情報を相互に提供・確認します。

※取得した情報は、児童への適切な支援の検討等、

児童クラブの業務に必要な範囲以外では利用しません。



5. 保育料・納付方法

① 保 育 料

常時保育	月 額	6,500円
長期保育	夏休み 7/21～8/23	15,000円
	秋休み 10月の第1月曜日から同日の翌々日まで	1,500円
	冬休み 12/25～翌年1/7	3,000円
	春休み 3/25～3/31 4/1～4/7	2,500円 2,500円

② 保育料の減免制度

以下の事由に該当する世帯は、児童クラブ保育料減免申請書に必要な書類を添えて提出（1世帯につき1枚提出）してください。

児童クラブ保育料減免決定通知書の発送をもって、減免内容を決定します。

ただし、減免の決定前に納付いただいた保育料には、減免は適用されません。

☆全額減免

- ・生活保護受給世帯（生活保護受給証明書）
- ・住民税非課税世帯（住民税非課税証明書）

☆半額免除

- ・住民税の所得割がかからない世帯（住民税課税証明書）
- ・児童扶養手当受給世帯（児童扶養手当証書）
- ・特別児童扶養手当受給世帯（特別児童扶養手当証書）
- ・同一世帯から2人以上入会する場合、2人目の児童
- ・月の16日以降に入会したときまたは月の15日以前に退会したとき

☆その他

- ・同一世帯から2人以上入会の場合、3人目以降の児童について、10分の9免除

※課税状況については、入会年度の前年度の課税状況を確認します。

⇒令和7年度入会の場合：令和6年度課税（令和5年の所得状況）から判断します。

※複数該当される場合は、その中で減免割合が最も高いもののみを適用します。

（複数の減免事由が重複して適用されることはありません。）

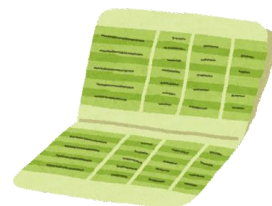
③納付方法

口座振替または納付書納付のいずれかでご納付いただきます。

口座振替をご利用いただくと、ご指定の口座通帳にて支払状況を確認でき、納付書・領収証の管理の手間が省けますので、口座振替をご利用ください。

☆口座振替の場合

児童クラブ保育料口座振替依頼書記載の約定をご一読いただき、依頼書に必要事項を記入、押印のうえ福祉課（保健福祉センター内）にご提出ください。

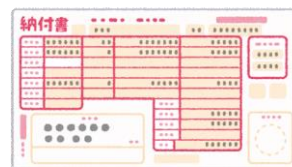


※引落日は当該月の末日（休日の場合は翌営業日）です。

※取扱金融機関（令和6年現在）：池田泉州銀行（本店・各支店）

☆納付書納付の場合

当該月の月上旬に納付書をお届けしますので、下記の能勢町指定金融機関および収納代理金融機関の本店・支店または役場本館出納室・福祉課（保健福祉センター内）にて、納期限までに納付してください。



【取扱金融機関】・・・令和7年4月1日時点見込

池田泉州銀行

近畿労働金庫

大阪信用金庫

大阪北部農業協同組合

※取扱金融機関は、今後、変更となる可能性があります。



6. 変更・休会・退会手続きについて

①住所・家族構成や保護者の勤務先の変更など

保護者の勤務先等が変更になった場合は、都度、「勤務証明書・自営業等証明書」を提出してください。

また、入会要件が変更となった場合（疾病から就労など）は、その都度必要となる証明書類等を提出してください。

その他、利用形態の変更（常時から長期など）を行う際または住所・家族構成等が変更となった場合は、その都度「放課後児童クラブ入会申請書」を提出してください。

②長期間欠席する場合

病気等の理由により14日以上にわたり欠席される場合には、必ず「放課後児童クラブ休会届」を提出してください。（届出がなく30日を超える無断欠席が見られる場合は、入会許可の取消しを行います。）

また、連続して90日を超えて欠席される場合（長期保育の場合、秋休みを除く長期休暇において1日も利用する見込みがない場合）は休会ではなく、退会の手続きをお願いします。（特別な事情がある場合は、別途福祉課までご相談ください。）

【常時保育】

欠席日数	必要書類	備考
14日以上	休会届	休会期間は <u>90日間が上限</u>
90日以上	退会届	欠席日数は休会期間を含む

【長期保育】

対象	必要書類
秋休みを除く各長期休暇において、1日も利用する見込みがない場合	退会届

※長期保育における休会届の適用はありません。

③児童クラブを退会する場合

「放課後児童クラブ退会届」を提出してください。

なお、退会される日付により、当該月の保育料が減額される場合があります。

⇒上記の①～③のいずれかに該当する場合は、必ず関連する書類を福祉課（能勢町保健福祉センター内）へ提出してください。

7. 新学年への継続手続きについて

児童クラブは、学年ごとに入会の申込みが必要です。

現在、既にご利用の方も自動更新ではありませんので、ご注意ください。

継続の手続きは、毎年12月以降を目途に書類を配布しますので、福祉課の指定する提出期限までに手続きをお願いします。

⇒手続きに関しては、福祉課（保健福祉センター内）の窓口までお越しください。



放課後児童クラブでの生活について

1. 準備していただく持ち物

個人の持ち物

①着替え一式（下着、服上下、靴下、タオル 等）

季節に応じたものを用意してください。

※1、2年生は必須。3年生以上は各ご家庭でご判断ください。

②水筒（お茶または水）は毎日持たせてください。

※スポーツドリンク・ジュース類は持たせないでください。

☆お子様の持ち物全てに必ず名前を書いてください。同じようなデザインで児童が間違える場合があります。

共同で使う物

①雑巾 2枚

②ティッシュペーパー 1箱

} 1 家庭単位

☆共同で使う物は、毎年4月中にお持ちください。

☆途中入会のご家庭や一時的保育で利用されるご家庭は、利用初日にお願いします。

2. お弁当が必要な日

児童クラブでは、食事の提供はしていませんので、給食がない日（長期休業日、土曜日等の代休日 等）については、お子様のお弁当をご用意ください。

3. 児童クラブとの連絡について

ご家庭と児童クラブとの連絡は、連絡帳で行います。連絡帳は毎日ご覧いただき、必ずサインまたは押印してください。

児童クラブからは、必要な連絡・児童の様子等を記入します。ご家庭からは、児童の健康状態、欠席・早退の連絡、児童の様子等を記入してください。

1 年度につき1 冊お渡ししますが、年度途中で紛失した際は、ご家庭でご用意ください。

※児童クラブの運営は、福祉課が担当しています。

（学校が運営しているものではありません。）

4. 保険について

①傷害保険について

安全を第一に日々活動していますが、万一の事態に備えて入会児童全員が傷害保険に加入（保険料は児童クラブで負担します。）しています。主な保険内容は以下のとおりです。

《一人当たりの傷害保険金額》

死亡	3,000万円
後遺障害（最高）	4,500万円
入院（日額）	4,000円
通院（日額）	1,500円

②賠償責任保険について

対人・対物賠償合算1事故	5億円
（ただし、対人賠償は1人 1億円）	

☆児童クラブ開設中に児童がけがをした場合は、速やかに保護者に連絡します。

さらに、けがの状況に応じ医療機関で受診します。

5. 欠席・遅刻・早退等の連絡について ※必ずご連絡ください

①前もって出欠予定が分かっているとき

前もって、出欠予定を毎月お配りする『出欠確認シート』に記入いただくか連絡帳に記入してください。

②急きょ出欠予定を変更するとき

出席（欠席）の予定で、急きょ変更される場合は、連絡帳に記入いただくか、児童の入室までに、保護者から電話等で児童クラブへお知らせください。

※長期休業日の場合は、午前8時30分までにご連絡ください。

③放課後子ども教室（のせ元気広場）に参加するとき

放課後子ども教室に参加される場合は、連絡帳に次の2点を記入してください。

- 1) 参加するプログラム
- 2) 帰宅方法について(徒歩またはスクールバスで帰宅か、放課後子ども教室終了後に児童クラブでお迎えを待つか)

※参加予定を変更された場合は、事前に保護者の方から支援員にお伝えください。

6. 安全な児童クラブの生活について

①集団生活のルール

- ・ 児童クラブから無断で校外に出たり、帰宅したりすることのないようご家庭でも話しておいてください。
- ・ 児童クラブ室に置いておく着替え（※全てに名前を記入）は、時どき点検してください。（季節的に合っているか、サイズは問題ないか 等）
- ・ 児童クラブ入り口に「お知らせ」を掲示する場合がありますので、ご覧ください。
- ・ 長期休業日等においても、自転車による通所は認めていません。

②食中毒の予防について

夏休み等はお弁当持参による1日開設です。食中毒に対する予防を各家庭においても十分行ってください。（※ランチバッグ、お弁当箱、お箸、お箸箱全てに名前を記入してください）

- ・ 食品は十分加熱するよう心がけてください。
- ・ 手や調理器具を流水で十分洗ってください。
- ・ なまものや前日の調理品（当日再加熱したものは除く。）などは避けてください。

③病気やけがの場合

- ・ 風邪など病気の場合はお預かりできません。ご家庭で看護をお願いします。
- ・ 児童クラブ開設中に熱が出たり、けがをしたりした場合は、保護者に連絡しますのでお迎えに来てください。

④保育中の与薬について

与薬については、医療行為となるため、保育中に支援員が行うことはできません。

⑤おやつについて

児童クラブよりおやつを提供しますが、食物アレルギーのある児童の場合は、必ず申し出てください。（別途相談の上、対応策を検討しますが、万一、対応できない場合はご持参いただきます。）

※感染症等の流行状況によっては、袋に詰めて持ち帰りとなる場合がございます。

⑥スマートフォン・携帯電話の持ち込みについて

能勢ささゆり学園の校内持ち込み規定に準じます。

※盗難、破損、紛失やその他のトラブルについては、一切の責任を負いません。

⑦タブレット端末（学習用端末）の使用について

能勢ささゆり学園から貸与されているタブレット端末について、児童クラブで、盗難、破損、紛失やその他のトラブルが生じた場合、一切の責任を負いません。

そのため、児童クラブ内では、学習に関すること以外ではタブレット端末を取り出さず、管理いただくようにご家庭内でもお子様にお声掛けをお願いします。

7. 児童クラブの行事について

児童クラブでは、児童の健全育成の一環として各種行事を行っています。

年間行事の一例を以下に記載しておりますが、下記以外の行事や詳細については、都度、児童クラブ通信誌「なないろ通信」などで個別にお知らせします。

※感染症等の流行により、変更・中止する場合があります。

※一部行事では、保護者に費用をご負担いただく場合がございます。

《クラブ内行事の一例》

☆お誕生会・・・3 か月に 1 度、誕生日を迎えた児童をお祝いして、ケーキやジュースを皆で食べたり、様々なミニゲームをしたりします。

☆七夕・・・笹に短冊をつるして、皆でお願いごとをします。

☆おたのしみ会・・・スーパーボールすくい・たこせん・くじ引きなど児童たちで作る“おまつり”です。

☆クリスマス会・・・ミニゲーム、読み聞かせ、プレゼント交換をします。



8. 放課後児童クラブへの送迎等について

①送迎および送迎時の安全確保について

児童クラブまで車で送迎される場合には、午前7時から午後6時30分までは原則、駐車場Aを利用してください。(それ以外の時間帯は、駐車場Bも利用可能です。)

代休日や長期休業日の入室について、開室(午前8時30分)前の場合は、支援員が児童クラブのカギを開けるまで第2ゲート前(守衛室の前)に待機させてください。

※第2ゲートが開いている場合は、児童クラブ横入口で待機することも可能です。

※普段と違うご家族の方が迎えに来られる場合やファミリー・サポート・センターの送迎サービスを利用される場合は、事前に支援員に申し出てください。

【駐車場位置図】



②スクールバスで下校するとき(スクールバス通学の児童のみ)

スクールバスで下校をする場合は、連絡帳に利用される便を記入してください。

通常、前期課程の児童は午後5時30分(冬季は午後4時30分)学校発の下校便を使えませんが、児童クラブを利用する日かつ運行予定があれば乗車できます。

※余裕を持って帰り支度をするように指導していますが、バスに乗り遅れた際は、児童クラブまで迎えに来てください。

③長期休業日のスクールバスについて(スクールバス通学の児童のみ)

長期休業日については、朝の登所時に限り、スクールバスをご利用いただけます。

ただし、スクールバスの運行がない日については、児童クラブまで保護者による送迎をお願いします。

※長期休業日のスクールバスの利用意向は、事前に利用意向調査にて確認しますが、利用に係る留意事項については、利用意向調査と同時に配布するスクールバス(クラブ便)の利用に係る留意事項をお読みください。



緊急時の対応について

事故、病気等の緊急時には帰宅させることがありますので、必ずご家族のどなたかに連絡が取れるようにしておいてください。

また、インフルエンザ等による学級閉鎖等の場合も、当該学級の児童は児童クラブに入室することはできません。

※いずれの場合も児童の安全面で児童クラブへの通所を避けるべきと思われる場合は、保護者の判断により、無理に通所させないようにお願いします。

※児童クラブを開室する場合であっても、天候や警報の状況により、安全確保のために保護者に連絡して、迎えに来ていただく場合がありますので、ご了承ください。

①気象警報発表時（大雨、洪水、暴風、大雪・風雪警報時）

《学校のある日（平日）》

(A) 児童が家庭にいる場合
・午前6時30分現在の段階で警報発表：児童は自宅待機。 ・午前9時までに警報解除：学校に登校、児童クラブは開設します。 ・午前9時現在も警報発表中：学校は休校、児童クラブは開設しません。
(B) 児童が学校にいる場合（放課後になる前）
・警報が発表され学校待機または集団下校（非常時対応）：学校待機後、保護者がお迎えに来られるまで児童クラブは開設します。（最終午後7時まで）
(C) 放課後に児童が児童クラブにいる場合
・警報が発表された場合：保護者がお迎えに来られるまで開設します。 (最終午後7時まで)

《学校が休みの日（代休・長期休業日等）》

(A) 児童が家庭にいる場合
・午前6時30分現在の段階で警報発表：児童は自宅待機（安全確保のため） ・午前9時までに警報解除：午前10時30分より児童クラブを開設(弁当持参) ※スクールバスは運行しませんので、保護者による送迎をお願いします。 ・午前9時現在も警報発表中：児童クラブは開設しません。
(B) 児童が児童クラブにいる場合
・警報が発表された場合：保護者がお迎えに来られるまで開設します (最終午後7時まで)

②インフルエンザ等の感染症による学級・学年閉鎖等の場合

学級閉鎖・学年閉鎖の場合は、当該学級・学年の児童らは閉鎖が解除されるまで、児童クラブに出席できません。

また、お子様が出席停止となった場合は、児童クラブも出席できません

③保護者向け緊急連絡システムへの登録依頼について

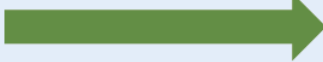
能勢町LINE公式アカウントを活用し、台風、大雨などによる児童クラブの臨時休所、災害等非常時の緊急連絡を、保護者の皆様にお送りするための「能勢放課後児童クラブ保護者向け緊急連絡システム」を運用しています。

お手数ですが、お子様の安全に関することですので、お手持ちのスマートフォン・携帯電話等から下記のQRコードを読み込んでいただき、ご登録いただくようお願いします。

なお、継続入会等で入会区分が変更となる場合には、再度受信設定をしていただく必要がありますので、ご注意ください（自動的に変更されません。）。



QRコードを読み込む
または「能勢町」で検索してください。



LINEを使われていない方は、まずLINEアプリをダウンロードしてください。

※能勢放課後児童クラブ保護者向け緊急連絡システム（以下「本システム」という。）

は、緊急時に児童クラブからの情報発信、いわゆるメッセージを受け取るための手段としてご利用いただけるもので、双方向のやり取りを想定したものではありません。

※能勢町は、本システムにおいて、利用者が掲載情報を利用したことまたは利用することができなくなったことによって生じた損害について、一切の責任を負いません。

※能勢町は、利用者が本システムにアクセスしたために被った被害について、一切の責任を負いません。

※その他、いかなる場合でも、児童クラブは、利用者間または利用者と第三者のトラブルによって当該利用者と第三者が被った損害や損失について、何ら責任を負うものではありません。



一日の生活のながれ

時刻	内容	備考
学校終了後	児童クラブ来所、支援員に連絡帳を出す。 おやつまで自由時間（室内遊び・宿題など）	
15：30	手を洗い、静かに座って待つ。 おやつを食べる。 のせ元気広場に参加する児童は速やかに おやつを食べて、出発する。 ※食べ終わったら、ごみを捨てて、お皿を 片付ける	スクールバス 15：30 便発車 （運行日のみ） のせ元気広場参加者は、のせ 元気広場終了後におやつを 食べます。
おやつ 終了後	自由時間（室内遊び・宿題など） 座ってできる活動をする。	
16：30	小学生、最終下校。 自由時間（室内遊び・外遊び・宿題など） ※外遊びは安全確保のため、支援員指定の 場所に限る。 ※迎えが来れば、使った道具を片付けて から帰る。	スクールバス 16：30 便発車 （運行日のみ）
17：30 頃 ～18：00	外遊び終了、全員入室 以降、お迎えまで自由時間（室内遊び・宿 題など）	スクールバス 17：30 便発車 （運行日のみ）
19：00	閉室	

※ 上記は一例です。学校の行事予定により、内容が変動いたします。

※ 長期休業日の生活については、別途、事前にお知らせします。



放課後児童クラブからのお願いについて

- ①児童クラブに出席の際は、必ず連絡帳を出すようにご家庭でもお声掛けください。
- ②欠席の連絡は、必ず保護者が行ってください。
- ③お子様自身の判断での帰宅については、児童クラブでは責任を取りかねますので、ご家庭でも無断で児童クラブを欠席、帰宅しないようにお声掛けください。
- ④お子様の持ち物全てに名前をお書きください。
名前を書いていないものがなくなっても、児童クラブでは責任を負いかねます。
- ⑤児童クラブの開室は、午後7時までとなりますので、余裕を持って迎えに来てください。
開室時間を超えてのお迎えが度重なる場合は、管理運営上支障を来すと判断し、入会許可を取り消す場合があります。
※やむを得ない事情でお迎えが遅れる場合は、お手数ですが、事前に児童クラブへの連絡をお願いします。
- ⑥保護者の勤務先や緊急連絡先が変更となった場合は、必ず福祉課に連絡および所定の様式をご提出ください。



放課後児童クラブ一時的保育事業の利用について

1. 一時的保育とは

児童クラブでは、保護者の就労形態や緊急の場合、保護者の私的な事情等により、一時的に保育が必要な場合に利用いただける「一時的保育」を実施しています。

対象は、能勢町内に在住する1年生から6年生までの児童です。

なお、利用に当たっては、保険適用に時間を要するため、事前に後述の利用登録書を提出いただく必要があります。

2. 保育料・登録方法

①保育料

利用実績（下記参照）を踏まえた保育料を利用された月の翌月に請求（納付書送付）します。送付された所定の納付書で能勢町指定金融機関（納付書の裏面に記載）、役場本館出納室または保健福祉センター窓口にて、翌月25日までにご納付ください。

児童クラブでの預かり時間が <u>5時間を超えない日</u> ：一人当たり <u>500円/回</u>
児童クラブでの預かり時間が <u>5時間を超えた日</u> ：一人当たり <u>1,000円/回</u>

※一時的保育事業については、保育料の減免はありません。

※ // □座振替はご利用いただけません。

②登録方法

事前に以下の書類を福祉課（保健福祉センター内）へ提出し、利用登録をしてください。

① 放課後児童クラブ一時的保育事業利用登録書（様式第1号）
・ <u>登録する児童ごとに提出が必要です。</u> （きょうだいがいる場合は複数枚）
② （別紙様式1）児童状況票・健康カード
・ <u>入会する児童ごとに提出が必要です。</u> （きょうだいがいる場合は複数枚）
③ （別紙様式2）個人情報の取扱いに関する同意書
・ 一度に複数人の入会申請を行う場合は、1枚で構いません。（連名で記入可）

※登録は年度ごとになりますので、学年ごとに手続きが必要です。

（前年度登録済の方も自動更新ではありませんので、ご注意ください。）

※登録書を提出いただき、保険適用の手続完了後、利用申込が可能となります。

3. 利用方法

事前に登録の上、利用の際は「放課後児童クラブ一時的保育事業利用申込書」を福祉課（保健福祉センター内）まで提出してください。

申込みは、利用希望日の1か月前から3日前（土・日・祝日を除く。）までにお願いします。

※利用前日・当日の申込みまたは1か月以上先の申込みはお断りしています。

※一時的保育利用の児童についても、普段の児童クラブの生活ルールを守っていただきますので、ご家庭でも生活ルールについてお話をしておいてください。

4. 利用の制限について

次のいずれかに該当する場合は、利用申込みをご提出いただいても、ご利用いただけません。

・利用当日の出席者が児童クラブの定員（70名）に達する見込みがあるとき。

※あくまで一時的保育事業は「当日の利用者数に空きがある場合」に限り、ご利用できるものとなります。他の利用形態（常時・長期保育）の登録児童の利用が優先となりますことを、あらかじめご了承ください。

※特に長期休業期間中においては、長期保育の児童が利用することから、当日の定員に空きがないことが見込まれ、利用できない場合があります。

- ・一時的保育事業保育料の滞納が著しいとき
- ・その他児童クラブの管理運営上支障があると認められるとき

長期休業期間中のスクールバス（クラブ便）は、ご利用いただけませんのでご注意ください。長期休業期間中に児童クラブをご利用される際は、保護者による送迎をお願いします。

《連 絡 先》

○能勢放課後児童クラブ

（能勢ささゆり学園棟内）

能勢町平野 110 番地

TEL・FAX：734-2817

○能勢町福祉部福祉課福祉担当

（能勢町保健福祉センター内）

能勢町栗栖 82 番地の1

TEL：731-2150

FAX：731-2151